

ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書

ロシアのメドベージェフ大統領は11月1日、我が国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問した。

北方領土は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは明白であり、ロシアも平成5年の「東京宣言」において「北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との指針を確認している。

旧ソ連時代を含め、ロシアの国家元首が北方領土を訪問したのは初めてであり、大統領の訪問はこれまでの日露両国間の合意を無視し、四島の不法占拠を既成事実化しようとするものである。

これは、普天間飛行場移設問題や中国漁船領海侵犯事件などにおける政府の外交姿勢が何らかの影響を及ぼしたとも考えられるが、今後の対応如何によっては、我が国のみならずアジア太平洋地域全体の安全保障、経済発展に重大な支障を来す恐れがある。

よって、国においては、今般の北方領土訪問に毅然たる姿勢で臨むとともに、北方領土問題を早期解決に導くためにも、早急に国益を重視した外交戦略を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	仙 谷 由 人 様
外 務 大 臣	前 原 誠 司 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	玄 葉 光 一 郎 様
沖 縄 及 び 北 方 対 策 担 当 大 臣	馬 淵 澄 夫 様